

愛国学園大学の科学研究費補助金等競争的資金の不正使用防止のための取り組みに関する公表

愛国学園大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費を適正に管理・運営するため、「愛国学園大学科学研究費補助金等競争的資金事務取扱規程」及び「愛国学園大学競争的資金に係る不正防止計画」を定め、不正使用を防止するための以下の取り組みを行っています。

第1章 行動規範

国から交付される競争的資金は、研究者個人の発意で採択された研究課題であっても、その原資は国民の税金であり、適正な執行を確保する必要があるため、競争的資金は、研究機関たる本学により適正に管理するものとする。

第2章 不正防止のための取組方針

本学は、組織としての管理責任の明確化や不正行為の事前防止を図る取組みを、随時推進していくものとする。

第3章 責任体制

- 1 本学は、研究代表者及び研究分担者が交付を受ける競争的資金の直接経費及び間接経費の経理に関する事務を研究者に代わり行うものとする。
- 2 本学全体を統括し、競争的資金の運営・管理について最終責任を負う者として、学長を最高管理責任者とする。
- 3 最高管理責任者を補助し、運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、副学長を統括管理責任者とする。
- 4 本学内における競争的資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、事務局長をコンプライアンス推進責任者とし、事務局総務課長をコンプライアンス推進副責任者とする。

第4章 適正な執行

- 1 競争的資金に係る次の事務は、①から③は総務課庶務係、④から⑥は総務課長が行う。
 - ①競争的資金に係る諸手続（応募書類・交付申請書類等のとりまとめ・提出、交付決定通知書・送金された補助金等の受理、実績報告書のとりまとめ・提出、自己評価報告・研究成果報告書に係る手続）

- ②経理事務・金銭出納に関する事務
 - ③競争的資金の使用に関するルール等についての相談の受付
 - ④不正防止計画の推進
 - ⑤機関内外から寄せられた通報（告発）の受付及び調査の実施
 - ⑥内部監査の実施
- 2 競争的資金は、学長が指定する金融機関に預け入れるものとし、当該競争的資金の出納保管は、総務課において行うものとする。
 - 3 研究用物品を購入し納品された時、研究者以外の第三者である事務担当者は、納品された研究用物品全てについて検収を行い、現物と納品書等に記載されている内容を照合する。

第5章 適正な使用の確保

- 1 競争的資金の適切な管理と不正行為を未然に防止するため、本学として不正防止計画を策定し、必要の都度見直しを行う。
- 2 競争的資金の執行後、競争的資金の使用状況や納品の状況等について、内部監査を実施するものとする。
- 3 内部監査には、総務課長のほか、競争的資金の経費の執行に関与しない職員を充てるものとする。
- 4 不正な使用に関する調査の実施
 - ① 競争的資金の使用に関し、不正に係る情報が機関内外から寄せられた場合、不正な使用が行われた疑いのある場合又は不正な使用が明らかになった場合には、大学は速やかに調査を実施し、調査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

なお、通報者は、内部通報等をしたことを理由として、解雇その他の不利益や取扱いを受けない。
 - ② 調査の結果、不正使用が確認された場合は、本学就業規則の規定により懲戒処分を行う。
- 5 不正な取引に関与した業者の取扱い
 - ① 競争的資金に関する取引業者は、本学が定める規定を遵守し、不正に関与してはならない。
 - ② 研究代表者、研究分担者及びその他競争的資金の運営・管理に関わる教職員から不正な行為の依頼があった場合、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者に通報するものとする。
 - ③ 本学が行う内部監査、その他調査を実施する際は、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力するものとする。
 - ④ 競争的資金の使用に関し、不正な取引に関与した業者が確認された場合、以後、本学は、同業者との取引を停止する。